

1.4.4 面積

本町の土地利用の状況は、総面積 39,319ha のうち 35,597ha (90%) が森林で、令和 2 年の農林業センサスによると農地面積は 486ha (1.2%) となっている。

また、農家数は 429 戸で、その内、販売農家が 201 戸 (46.8%)、自給的農家が 228 戸 (53.1%) となっている。

林業は、森林面積のうち国有林が 19,214ha (60.0%)、民有林が 12,768ha (39.9%) で、林業経営体数は 26 となっている。

表 2 面積等

総面積	範囲	最高地	最低地
39,319 ha	東西 24km 南北 33km	月山 1,984m	稲沢 145m

1.5 経済的特色

本町の産業は、令和 2 年度市町村経済計算による町内総生産は 134 億 7,000 万円で、産業合計では 134 億 3,900 万円となり、その内訳は、第 1 次産業が 4 億 0,100 万円 (2.9%)、第 2 次産業が 25 億 0,200 万円 (18.6%)、第 3 次産業が 105 億 3,600 万円 (78.3%) となっている。産業別人口は、令和 2 年の国勢調査で第 1 次産業が 9.8%、第 2 次産業が 30.3%、第 3 次産業が 59.9% で、平成 12 年の国勢調査で第 3 次産業が第 2 次産業を上回って以来、第 3 次産業のウエイトが高くなっている。

製造業は、令和 3 年の経済センサスによると事業所数は 60 事業所、従業員数は 430 人で、小規模事業所が多い状況になっている。

商業は、人口減少と高齢化、さらに、厳しい経済状況の中、消費者が町外へ流れ、町内における購買力も低下し、小売業等の経営が厳しい状況にある。

しかしながら、本町では、月山・朝日連峰の豊かな自然資源を活かした観光誘客に力を注いできており、観光関連を中心とした第 3 次産業（サービス産業）の生産額が高く、現在の地域経済を牽引している。

磐梯朝日国立公園朝日連峰と月山、月山湖、弓張平公園、自然と匠の伝承館、水の文化館、県立自然博物館に加え、月山銘水館や水沢温泉館、大井沢温泉館、弓張平体育館などの観光拠点施設が整備され、誘客や交流の拡大が図られる可能性を有している。令和元年 12 月には、月山に降り積もる雪を活かした交流を目的に「日本一の月山雪国宣言」を行い、令和 2 年度には地元の民間企業が中心となり通年的な経済活動、新たな雇用創設のため月山冬の誘客推進協議会を組織し、「月山スノーランド」を開設した。



図5 月山スノーランド（出典：<https://gassan-adv.com/>）

一方、第1次産業の農林業は、地域経済の基幹的役割を担う分野であり、稲作中心の取組から、近年は、山菜の栽培に加え、花き・花木等の栽培、特に「^{けいおうざくら}啓翁桜」の生産に力を入れ生産量を上げる取組を行っている。

しかしながら、製造業やサービス業などへの担い手の流出や、耕地面積が小さいことから大規模な農業経営が行えないこと、また、冷涼な気候により単位収穫量が少ないことなどから、農業粗生産額の減少に歯止めはかかっている。この状況を打開するため、本町では、周年農業の確立と稲作中心の農業からの転換を図るため、冷涼な気候を生かし、山間部の傾斜がある農地を活用できる「啓翁桜」を本町ならではの重点作物として生産振興を進めてきた。

また、かつては盛んであった林業も、農業と同様に担い手不足等の影響もあり、除間伐などの管理が行き届かない山林が増加している状況にある。

こうした中、山菜・きのこ等の提供で他産業とのつながりが深く町の産業の基盤となる第1次産業を起点とした資源循環型の地域振興の取組を進めている。



図6 田植え・そばの収穫
（出典：http://www.nishikawa-iju.jp/agricultural_training/）

1.5.1 耕種農業・畜産農業

本町は、農業生産条件の不利な中山間地域であり、1戸当たり平均経営耕地面積が69.2aと小規模で稲作中心の農業形態となっており、農業販売額は、令和3年市町村別農業産出額（推計）によると、肉用牛、米、果実、花きの順となっている。このうち、花きについては、花木である啓翁桜の生産が中心となっており、**令和2年から日本一の生産量**を誇っている。

農家戸数は、平成17年では709戸であったものが令和2年では429戸と減少も著しくなっている。また、農業者の高齢化により耕作放棄地の増加も懸念され、令和2年農業委員会調査によると、農地542haのうち耕作放棄地が85ha（15.7%）となっており、今後も耕作放棄地拡大が予想されている。そのため、町では農業生産活動の維持、さらには地域の共同活動による農地保全を図るため、中山間地域直接支払制度や多面的機能支払制度など、積極的に国の支援策を導入している。

また、地域農業のマスタープランである「人・農地プラン」をすべての地域で策定し、地域の農地の出し手および受け手である地域農業担い手の認定農業者や認定新規就農者への農地の集約、農業経営指導ならびに農業機械整備等の支援の充実を図ってきた。

トピックス＜啓翁桜大規模団地化推進プロジェクト＞



図7 啓翁桜

啓翁桜はクリスマスやお正月の贈答用などの需要の高まりに合わせ、11月下旬から桜の切り出し作業が行われ、消費者の手元に届く頃に開花するよう計算し、ハウス（促成室）を効果的に活用した促成栽培を行っています。

令和4年度の本町産啓翁桜の販売実績は、約30.7万本（約4.8千万円）で自治体として**全国トップ**に。令和5年度は首都圏の市場やギフトを中心に、約42万本の出荷を計画しています。

国内需要が一旦落ち着く2月頃は香港やマカオなどへ輸出し、春先には卒業式や入学式シーズンに向けた出荷を行います。

町では、さらなる出荷拡大を目指して、「啓翁桜PRプロジェクト」を実施しており、今年度からは、同プロジェクトにおいて、啓翁桜の園地でのスマート農業の取組を開始したところです。

さらに、首都圏における販売の強化も計画しており、今後も町の特産品として生産を振興していきます。

1.5.2 林業

本町の森林面積は 35,597ha で総面積の 90%を占めており、民有林面積は 12,768ha で森林面積の 39.9%を占めている。そのうちスギを主体とした人工林の面積は 5,094ha で、人工林率 39.9%となっており県平均とほぼ同じである。また、戦後造林した人工林が本格的な利用期を迎えており、これまでの森林の育成に主眼を置いた「育てる林業」から、木材等の森林資源を活用しながら公益的機能の高い森林の整備につなげる「使う林業」への大きな転換期を迎えている。再生可能な資源である森林資源は、主伐した後、再造林を行うことで保続されるものであり、「植える→育てる→伐採する（使う）→植える」という健全な森林サイクルを維持することで、森林の持つ公益的機能の高度発揮と森林資源の循環利用が可能となるものであるが、再造林は、森林組合による造林（令和 4 年度 1 ha）のみとなっていることから、適切な主伐と再造林を推進するとともに、低コスト化や支援事業の充実を目指していく。

間伐等森林整備については、森林経営計画策定による施業の集約化等により、森林環境緊急保全事業（やまがた緑環境税充当事業）（令和 4 年度 18.0ha）や森林施業支援事業（令和 4 年度 5.1ha）、美しい森林づくり基盤整備交付金事業（令和 4 年度 5.3ha）の導入などにより整備を図っているところである。しかし、森林所有者の高齢化や不在地主化等により適切な森林整備が行われていない箇所も増えてきているため、平成 31 年 4 月に施行された森林経営管理法（新たな森林管理システム）に基づき、森林所有者自らが経営管理できない森林については、町村が仲介役となって森林所有者と森林経営者をつなぎ森林の適切な管理体制を構築し、この新たな制度を効果的に機能させ、森林資源の適切な管理につなげていく必要がある。国有林に隣接または国有林内に孤立している民有林については、両者が連携し、民有林と国有林を連結した路網の整備と相互利用、計画的な施業の実施等を検討していく。

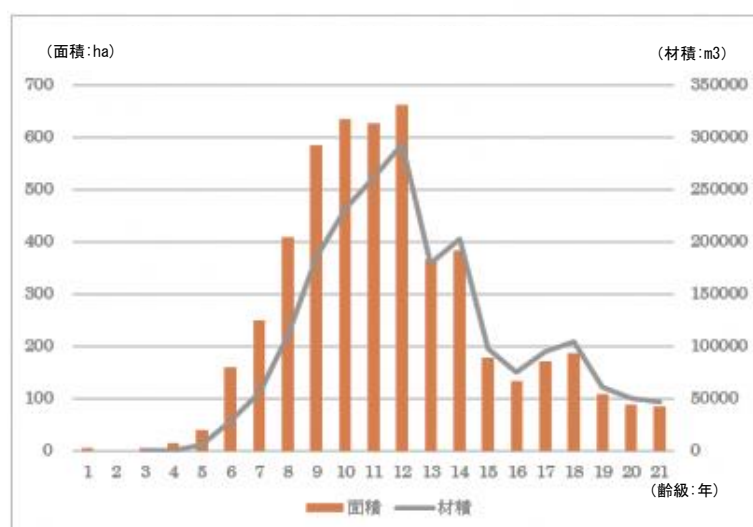


図 8 人工林の齢級別森林資源構成（令和元年度）



図 9 伐採状況

出典（写真）：山形県木材利用センターHP

1.6 再生可能エネルギー利用の取組

本町では、地球温暖化対策の一環として再生可能エネルギー利用を促進するため、公共施設等への太陽光発電システムの導入や、小水力発電所の運営を実施している。また、家庭の薪ストーブやペレットストーブの導入を目的とした「**西川町薪ストーブ等利用拡大支援事業**」等の補助制度を行っている。

表3 町内の再生可能エネルギー設備

種別	導入場所	設備容量
太陽光発電	西川町役場	10,080W
	道の駅にしかわ	8,640W
水力発電	大井沢地区	49,400w

表4 西川町薪ストーブ等利用拡大支援事業（令和5年度）

目 的	森林資源の有効活用や持続可能な循環型社会の実現と地球温暖化の抑制を図るため、薪ストーブ等を設置する者に対し、設置費用の一部を助成する。
補 助 対 象 設 備	・薪ストーブ ・ペレットストーブ
補 助 対 象 者	・町内居住者 ・令和5年度中に町内に居住する予定者で、同年度内にストーブを設置する者
補助対象設備場所	・町内住宅 ・町内事業所
補 助 対 象 経 費	・ストーブ本体の購入費用 ・ストーブ設置に要する経費 ・煙突などの配管に要する経費
補 助 金 額	補助対象経費の3分の1以内（上限10万円）



図10 薪ストーブ（岩根沢地区）

2 地域のバイオマス利用の現状と課題

2.1 地域のバイオマス利活用方法

西川町地域新エネルギービジョン（平成 18 年 2 月策定・平成 26 年 3 月改訂）において、下記の方針を示している。

- ①家庭・事業所における新エネルギーの導入促進
- ②新エネルギー導入による地域産業の活性化
- ③地域特性を踏まえた新エネルギーの導入
- ④新エネルギーを通じた各主体との連携強化による新エネルギー導入推進

これらのビジョンに基づいたバイオマス産業都市構想を策定するために、町内に賦存しているバイオマス資源量と現行のバイオマス利用状況をまとめた。

2.2 地域のバイオマス賦存量および現在の利用状況

表 5 西川町のバイオマス賦存量と利用状況

バイオマス種類	賦存量 (湿潤量)	賦存量 炭素換算量	変換・処理方法	利用量 (湿潤量)	利用量 炭素換算量	利用・販売	利用率 (炭素換算量)
	t/年	t-C/年		t/年	t-C/年		(%)
(廃棄物系バイオマス)	14,413	1,646		14,316	1,626		99
家畜排せつ物	10,574	742		10,574	742		100
肉用牛ふん尿	10,574	742	堆肥化	10,574	742	農地還元	100
生ごみ	475	21		475	21		100
家庭系	369	16	たい肥化（コンポスト）・ 焼却処理	369	16	農地還元	100
事業系	106	5	たい肥化	106	5	農地還元	100
建築廃材	712	313	チップ化	712	313	燃料、道路等敷設材	100
製材所残材	2,555	549	チップ化	2,555	549	燃料、道路等敷設材	100
廃食用油	27	19	焼却処理	0	0	未利用	0
下水汚泥	70	1	焼却処理	0	0	未利用	0
(未利用系バイオマス)	10,727	2,548		1,986	668		26
林地残材・間伐材 (民有林・針葉樹)	8,741	1,879	林地放置	0	0	未利用	0
稲わら	1,605	549	飼料、敷料、すき込み等	1,605	549	飼料、敷料、すき込み等	100
もみがら	381	119	敷料、堆肥の水分調整材、肥料化	381	119	敷料、堆肥の水分調整材、肥料化	100
合計	25,140	4,194		16,302	2,294		55

※林地残材・間伐材の賦存量、利用可能量は 2023 年時点、その他の数値はバイオマスタウン構想参照

※小数点以下第 1 位四捨五入

2.3 バイオマス利用状況および課題

(1) 木質バイオマスの利用

木質バイオマス利用は、チップとして発生する一部の製材所残材が隣県にある製紙工場の紙原料として、また、建築廃材については、一部は町外事業所の暖房用燃料として利用されているものの、町内事業所での活用は進んでいない。

バーク（樹皮）材は工場内に野積み、あるいは焼却処分されているが、おが粉については、ほぼ全量、堆肥原料や畜産業の敷料等へ利用されている状況で、森林伐採時に発生する林地残材に関しては、積極的利用は行われていない状況となっている。

さらに近年では、木材の一部はバイオマス燃料としても活用されているが、町内で消費できる体制が整っていないため、町外に持ち出されている状況である。

この状況を踏まえ、本構想においては、木質バイオマスの利活用に際し大規模な変換設備の投資を必要としないチップボイラーを導入する木質チップの利活用を基本にした取組を進める。

① 木質チップの生産

木質チップは、特に地域内利用を基本に進める。このため、原料については地域内から発生する林地残材やダムの流木を活用し、林地残材については西村山地方森林組合や町内の自伐型林業により搬出し、チップ化する。

② 木質チップの利活用方法

気候や地理的な要因から取組が困難であった施設型の通年農業生産のために、チップボイラー等を導入し、施設園芸用の熱源としての利活用を進める。また、公共施設等の熱源供給を目指す。チップボイラーの園芸施設導入にあたっては、施設整備については町で実施し、施設の運営・管理については民間事業者で実施する。

(2) 家畜排せつ物・生活系生ごみ・事業系生ごみ・下水汚泥・稲わら等の廃棄物系・未利用系バイオマスの利用

町の畜産業は肉用牛肥育が主であり、その排せつ物のほぼ全量は、稲わら・もみがらを混ぜ堆肥化、農地還元されているが、秋～冬を中心に消費量が伸びていない。また、一般家庭や旅館・飲食店、食品加工場で発生する生ごみや、下水汚泥等については、一部は町外において肥料原料とされているほかは焼却、廃棄処分されている。

① 有機肥料の生産・利用方法

家畜排せつ物由来の堆肥については、消費量が落ち込む秋～冬を中心とした利用を拡大するため、更なる周知等に努める。

有機肥料を活用することにより、安全安心な地元農産物生産のための土づくりを行うとともに、従来の稲作に加え、今後生産強化を図る山菜・花木等の栽培農家での利用普及を促進し、町内における有機資源の循環利用を行う。

稲わら・もみがらについては、飼料、敷料、すき込みや堆肥の水分調整材等での利用を通じ、町内における循環利用を行う。